

口座振替（自動払込）依頼書 記入例

1 納付義務者

納付通知書に記載のある納付義務者を記入してください。

（注）固定資産税の場合

- 登記簿または課税台帳に登録されている人が納付義務者です。
- 売買や相続によって実際の所有者の変更があったときでも、登記簿の名義変更が1月1日時点で完了していなければ、旧所有者が納付義務者になります。
- 共有の場合は、納付通知書にあるとおり「（代表者名）外〇名」と記載してください。

（注）国民健康保険税の場合

- 世帯主が納付義務者です。
- 世帯主が国民健康保険の被保険者でない場合でも、その世帯に被保険者がいるときは、当該世帯主が納付義務者となります。

日出町税等 口座振替(新規・変更・解約)依頼書 廃止(解約)年月

日出町税等の口座振替・自動払込について、口座名義人と共に下記の約定を確認の上申し込みます。

申込年月日	〇年 〇月 〇日	申込区分	1・新規	2・変更(ゆうちょ銀行除く)	3・解約
1 住所	大分県速見郡日出町〇〇番地				
納付義務者	フリガナ	ヒジ タロウ			
	氏名	日出 太郎 (共有の場合: 日出 太郎外〇名)			
	生年月日	明・大・昭・平	〇年 〇月 〇日	上下水道	使用者番号
	電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇			
2 住所	大分県速見郡日出町〇〇番地				
口座名義人	フリガナ	ヒジ タロウ			
	氏名	日出 太郎			
	電話番号	(〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇			
3 金融機関	〇〇 銀行 信用組合 〇〇 本店・支店				
	信用金庫・協同組合	〇〇 本所・支所			
指定預・貯金口座	預金種別(該当に〇)	口座番号(右語で記入)			金融機関コード
	1・普通	2・当座	1 2 3 4 5 6 7	支店コード	
	種目コード	ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号(右語で記入)	
	166	9 9 0 0	1	の	
	176				
	番号・種目	払込先口座番号	払込先加入者名		
	下記以外	01960-0-960135	日出町会計管理者		
	57 上下水道料	01920-5-62355	日出町水道事業		
	59 負担金	01710-7-961743	日出町下水道事業		

番号	種目	納付区分	備考	契約種別コード	番号	種目	納付区分	備考	契約種別コード
01	町県民税	期別・全納			57	上下水道料金			22
05	固定資産税	期別・全納		35	55	下水道負担金			
15	国民健康保険税	期別・全納			51	町営住宅使用料			25
08	軽自動車税	期別・全納			66	後期高齢者医療保険料	期別・全納		28
43	介護保険料	期別・全納		28	90	学校給食費			30
30	保育所保育料	期別・全納		30					
80	老人保護負担金	期別・全納							

※振替(払込)開始は依頼日の翌月以降から、全納は翌年度より

2 口座名義人

納付義務者と異なる口座名義人を指定することもできます。

3 指定預・貯金口座

口座振替は、次の金融機関の口座に限られます。支店はどこでも構いません。

- ・大分銀行 ・豊和銀行
- ・大分みらい信用金庫・大分県信用組合
- ・べっぴ日出農業協同組合
- ・大分県漁業協同組合・ゆうちょ銀行

4 種目

納付義務者が法人の場合の町県民税（特別徴収）と法人町民税の口座振替はできません。

5 納付区分

期別 1期、2期……とそれぞれの納期限の日に振替を行います。

全納 1期の納期限の日に年額の振替を行います。なお、期別納付している場合、その年度に限り期別で振替を行います。

➤ 記入後は、指定した口座のある金融機関（どこの支店でも構いません。）に提出してください。その際、**通帳**、**納付通知書**（税目と納付義務者がわかるもの）、**届出印**をご持参ください。

➤ 1枚目と2枚目に金融機関への**届出印**を押印してください。

➤ この依頼書を金融機関に提出した月の**翌月（全納は翌年度）**から振替を行います。ただし、ゆうちょ銀行の場合、事務手続きの都合上、払込開始が翌月に間に合わない場合がありますので、余裕をもって提出してください。

町税、保険料、保育所保育料、上下水道料金、下水道負担金については、**日出町役場窓口**において、**キャッシュカード**と**暗証番号**があれば、この依頼書を記入せずに口座振替の手続きができますので、ご利用ください。ただし、大分県漁業協同組合は、この手続きを利用できませんので、この依頼書を漁協に提出してください。

口座振替（自動払込）の手続きをされた方へ

- ① 振替は、**依頼日の翌月（全納は翌年度）の納期分から開始**となります。年度途中で納付区分を「全納」として依頼される場合は、その年度に限り、残りの納期分を期別で口座振替します。年度途中の前納一括払いはできません。
- ② 領収書は交付されません。**通帳記帳**をしてご確認ください。
- ③ 残高不足などで振替できなかった場合の**再振替は行いません**。後日「口座振替不能通知書兼納付書」をお送りしますので、納付書に記載されている期限までに金融機関等の窓口で納付をお願いします。期限が過ぎて納付がない場合は、督促状が送付され、手数料100円が加算されますので、ご注意ください。
- ④ 既に口座振替をしている税等と異なる税等について口座振替を希望する場合は、改めて口座振替の手続きが必要となります。
- ⑤ 65歳になって新たに介護保険料の納付が必要となった場合や75歳になって新たに後期高齢者医療保険料の納付が必要となった場合は、それぞれの保険料について**口座振替の手続きが必要となります。国民健康保険税の口座振替は引き継がれません**。
- ⑥ 口座振替をご利用の方が、町県民税の特別徴収（給料・年金からの天引き）、または国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の特別徴収（年金からの天引き）に該当した場合は、口座振替はされません。

口座振替の変更

- ⑦ 口座振替の**変更**は、新しく振替を希望する金融機関・郵便局の窓口で手続きをしてください。手続きが完了するまでは、変更前の口座から振替されます。二重に振り替えることはありません。
- ⑧ 次のような場合で納付義務者が変更になったときは、**新しい納付義務者について口座振替の手続きが必要**となります。

- ・固定資産税・軽自動車税において、相続や譲渡などにより**所有者が変更**になったとき（**登記・登録**をしたとき。）や共有者の代表者が変更になったとき。
- ・国民健康保険税において**世帯主が変更**になったとき。

口座振替の解約

- ⑨ 口座振替の**解約**は、税等の種目ごとに利用している金融機関・郵便局の窓口で手続きをしてください。
- ⑩ 解約は、解約依頼日の**当月の納期分から振替が停止**されます。当月の納期分がある場合は、次の方法で納付をお願いします。
 - ・日出町役場窓口で納付する。
 - ・納期限後に送付される「口座振替不能通知書兼納付書」により、納付書に記載されている期限までに金融機関等の窓口で納付する。
- ⑪ 解約依頼日の翌月以降の納期分がある場合は、解約依頼日の**翌月に納付書**をお送りします。
- ⑫ 解約依頼日の当月に新たな税等が課された場合、町の手続の関係上、口座振替用の納付通知書が送付されることがありますが、口座振替されることはありません。⑩の方法により納付をお願いします。
- ⑬ 解約すると、その税等に係る口座から振替をしている**全ての納付義務者分が解約**されます。一部の解約はできません。

例1) 口座名義Aから納付義務者Aの軽自動車税aと軽自動車税bの2台分について口座振替をしている場合

⇒解約をすると、軽自動車税aと軽自動車税bの両方の口座振替が解約されます。

例2) 口座名義Cから納付義務者Cと納付義務者Dの町県民税について口座振替をしている場合

⇒解約をすると、納付義務者Cと納付義務者Dの両方の口座振替が解約されます。

大分県日出町税務課 電話 0977-73-3123

保育所保育料……子育て支援課 電話 0977-73-3177 老人保護負担金……介護福祉課 電話 0977-73-3121
町営住宅使用料……都市建設課 電話 0977-73-3172 学校給食費……学校給食センター 電話 0977-72-7785
上下水道料金・下水道負担金……上下水道課 電話 0977-73-3134